

令和4年6月6日
山形行政監視行政相談センター

行政相談委員の叙勲伝達式を行います

行政相談委員として、多年にわたり国民の行政に関する苦情などの相談を受け付け、行政運営の改善に貢献されてきたご功績により、次の委員が瑞宝双光章を受けられました。

○ 叙勲（瑞宝双光章）

やりみず たけし

上山市 鍮水 健 氏

つきましては、東北管区行政評価局長大高光三が来県し、上山市役所において上山市長横戸長兵衛様ご臨席の下、下記のとおり叙勲伝達式を行いますのでお知らせいたします。

叙勲伝達式

- ・日時 令和4年6月9日(木)午後1時15分から
- ・場所 上山市役所 2階 応接室

(問合せ先)

総務省山形行政監視行政相談センター
行政監視行政相談課 渡邊、山本
TEL 023-632-3113


【令和4年4月29日（金）公表資料】

上山市の行政相談委員 鍵水健さん 春の叙勲

— 国民の身近な相談相手として、長年の功績により受章 —

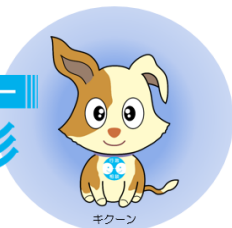
鍵水氏は、行政相談委員として、多年にわたり国民の行政に関する苦情などの相談を受け付け、行政運営の改善に貢献されてきました。

○ 受章委員の氏名、功績等

氏名 (性別・年齢)	やりみず たけし 鍵水健 (男・79歳)	
担当市町村	上山市	
委員委嘱年月日	平成15年4月1日（通算委嘱期間19年）	
受賞する勲章	瑞宝双光章(行政相談功労)	
主な活動内容	<p>○ 山形行政相談委員協議会(会員67名)において、平成21年4月から現在まで理事を、令和元年5月から現在まで会長を務めており、長年にわたり他の行政相談委員の活動を積極的に支援するとともに、同協議会の活動・運営を通じて、行政相談制度及び行政相談委員制度の普及、発展に寄与してきた。</p> <p>○ 委嘱以来19年の間、地域住民がより身近に、安心して行政相談制度を利用できるようにするため、上山市役所において毎月1回の定例相談所を開設しているほか、毎年、行政相談週間が実施される10月には、特設相談所を開設し、広く地域住民からの苦情の把握に努めている。</p> <p>さらに、行政全般の役割や行政相談(委員)制度について学んでもらうことを目的に、令和元年度から上山市立小学校児童を対象に「行政相談出前教室」を開催し、行政相談制度の啓発、普及活動に尽力している。</p> <p>(委員の主な解決事例は別紙参照)</p>	

総務省行政相談センター

まぐみみ山形



(問合せ先)

総務省山形行政監視行政相談センター

行政監視行政相談課長 渡邊

TEL 023-632-3113

別紙（主な解決事例）

事例1 児童の通学路の交通安全の確保

（相談要旨）

鍮水氏は、市内小学校で開催した行政相談出前教室において、「登校時に私たちが市内国道の交差点で左折するとき、同様に左折する車がすぐ近くを通過するため、怖い思いをするので何とかしてほしい。」との相談を、児童から受けた。

（処理概要）

同氏が現地を確認したところ、相談のとおり、児童の通学時の交通安全対策が必要であることが確認された。このため、同氏が、市役所を通じ道路管理者である山形県に通知し、改善方を要請したところ、子供たちの巻き込み防止を図るため、再度、車道との区画線の引き直しが行われ、歩道部分が明確になったことから、児童をはじめ学校関係者や地域住民からも大変感謝された。

なお、通学路における事故防止対策につながる事例であることから、市教育委員会の学校教育課に対しても参考までに情報提供を行った。

事例2 県道の段差の解消

（相談要旨）

鍮水氏は、住民から「県道の橋のたもとの箇所に段差ができ、近隣の家は、車が通る度に大きな音と揺れに悩まされ困っている。何とかしてもらえないか。」との相談を受けた。

（処理概要）

同氏が現地を確認したところ、相談のとおり、車両の通行時の音や振動の防止対策が必要であることが確認された。このため、同氏が、道路管理者である山形県に通知し、改善方を要請したところ、当該箇所がアスファルト舗装されて段差が解消し、音や揺れがなくなり、安心して生活できるようになったとして、相談者及び地域住民から大変感謝された。



〔 行政相談委員のご紹介 〕

総務省 東北管区行政評価局
行政相談委員イメージキャラクター

しんみ なるそう よく きくよ
親身 成三 良 聴代

1 行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間の有識者

行政相談委員は、社会的信望があり、かつ、行政運営の改善について理解と熱意を有する方に、総務大臣が委嘱します。

行政相談委員は、法律委員ですが、国家公務員ではなく民間人で、全国に約 5,000 人（各市（区）町村に 1 人以上）、山形県内に 67 人配置されています。

委嘱期間は 2 年ごとに更新できます。

（行政相談委員法（昭和 41 年法律第 99 号））

2 行政相談委員の職務は？

国の行政機関や独立行政法人、特殊法人等の業務に関する苦情の相談に応じて相談者に必要な助言をし、関係行政機関等に苦情を通知します。

また、地方公共団体の業務に関する苦情を受け付けた場合には、必要に応じて関係市町村に連絡いたします。

さらに、総務大臣に対して、行政運営の改善に関する意見を述べることができます。

**行政相談委員は、総務大臣から
委嘱されたボランティアです。**



3 行政相談委員の活動は？

市町村役場、公民館などで定例的に相談所を開設したり、地域を巡回して相談を受け付けます。

また、町内会や地域団体等の方々との懇談会を開催し、行政に関する苦情や意見要望をお聴きします。

このほか、会合やイベント等を通じて、行政相談（委員）制度を PR します。



相談解決のお手伝いをします！